

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十六)

凡 例

- 一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。
- 一 本目録は「石河家文書目録」（十六）として、前号の続きとなる、史料番号三七三三～三七四一までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。
- 一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

- 一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。
- 一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、（ ）を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては（ ）の表記は省略した）。
- 一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政）（寛政以降）（寛政〳文化）あるいは（江戸）（明治）などと（ ）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。
- 一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「〳〔著〕」、「〳〔編〕」、「〳〔版〕」などと表記することにした。
- 一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覽の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二文字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行つた研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。

なお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子・池ノ谷匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英昭(研究員)が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名太郎八」

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えら

れる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日

死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名加助」

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月一二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名七郎左衛門 隠居名章長」

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月

家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一日 伊賀と改名する

延宝三年三月二十六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一二月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名幸七郎 隠居名

「愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二二日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月二二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當

の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月二二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕〔石河家文書一〇二二〕および「藩士名寄」「士林派洵」による

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三十一 御願案(拝借金被下置度二付)

壬申(明治五年)正月

石河太八郎↓岐阜県御庁

状 一

*三七三十一、三七三十二の括り紐とも。

三七三十二 (鋼三郎出家成二付大雄院輝岳長老へ欠合等二付書付)

(明治三年)

状 一

*三七三十二、三七三十七の括り紐とも。括り紐に「明治三年午五月鋼三郎殿御出家成一条書類」と記載されている。大雄院は石河家の位牌所。

三七三十三 (鋼三郎御拵もの書付)

(明治三年)

綴 一

①(鋼三郎御拵もの八重路より差出二付書状)

(明治三年)六月二日

弥九郎↓治郎右衛門様

②覚(鋼三郎拵もの書付)

(明治三年)

※形態は横。

三七三十四 (久馬・大雄院主等へ被下物二付書付)

(明治三年)

状 一

*三七三十四、三七三十七の括り紐とも。

三七三十五 覚(上下・袴寸法其外二付)

(明治三年)

状 一

三七三十六 覚(駕籠張・傘・木履教書上)

(明治三年)

状 一

三七三十七 (久馬仮親之儀二付覚)

(明治三年)

状 一

三七三十八 江戸鹿子金取道成寺(田沼時代諷刺)

(天明)

縦 一

*三七三十八、三七三十九の括り紐とも。

三七三十九 物の高むらむたち尽し(田沼時代諷刺)

(天明)

状 一

三七四十 五行乃哥(田沼時代諷刺狂歌)

(天明)

状 一

三七四十二 (田沼時代諷刺狂歌)

(天明)

状 一

三七四十三 おの高村むた字つくし(田沼時代諷刺)

(天明)

状 一

三七四十三 (月見立)

(天明)寛政)

状 一

*紙継ぎ剥がれ。「月々に目みる月ハ多けれとわけて尽せし月番の月」と記載あり。御三家・一ツ橋・田安・打こわし・江戸町などを月に見立てて諷刺したもの。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三十四 田沼南無算法(風刺)

(天明)

状 一

三七三十五 此度大坂下り七変化の所作仕入御覽まする(きぬた)

(天明)

状 一

*紙継ぎ剝がれ。「一、最初に仕ルは上ノ字を除て酒の肴となりまする」などと記載されている。

三七三十六 こうなり相良れました(田沼諷刺・画とも)

(天明)

状 一

三七三十七 書記證誑(田沼時代諷刺)

(天明)

状 一

三七三十八 殿中御沙汰書(田沼時代諷刺)

(天明)

状 一

*紙継ぎ剝がれ。田沼時代の幕閣を風刺した狂歌(八首)。

三七三十九 (田沼時代諷刺狂歌八首)

(天明)

状 一

三七四十 (田沼時代風刺画)

(天明)

状 一

*田沼と唐人及び悪医者風の風刺。風刺画と文。

三七四十一 役払・ちよんかれ(田沼意次批判戯文)

(天明)

状 一

三七四十二 捨札写・倒者御届書(相良小僧・入子小僧罪状)

(天明)

状 一

*紙継ぎ剝がれ。「入子小僧」は田沼期の勘定奉行・松本秀持のこと。

三七四十三 鉢の木(田沼諷刺戯文)

(天明)

状 一

三七四十四 御役払・棒尽し(田沼意次批判の戯文)

(天明)

状 一

*田沼意次を批判した戯文と狂歌。

三七四十五 役人一首(田沼時代の幕閣を諷刺した狂歌)

(天明)

状 一

*紙継ぎ剝がれ。

三七四十六 (田沼主殿頭御加増式万石召上・屋敷引払三付書付)

(天明六年)閏一〇月五日

状 一

*紙継ぎ剝がれ。

三七四十七 (松本伊豆守御役召放・知行召上三付書付)

(天明六年)閏一〇月五日

状 一

三七三六

田沼主殿頭殿親類縁類義絶之衆

(天明)

状

* 紙継ぎ剥がれ。

三七四一

(中将様御婚礼御用)

宝曆二年六月

包紙

* 三七四の包紙。三七四、三七五を括った紐とも。中将様とは九代徳川宗睦のこと。婚姻相手は近衛家久女の好君(周子)。宝曆二年四月一三日婚姻。

三七四二

伺究御婚礼当日之内御次第調

(宝曆二年)

状

* 「下調一写」「五通之内」と上書きあり。三七四一、三七四六の括り紐とも。

三七四三

御婚礼当日之内御次第調

(宝曆二年)

状

* 「下調二写」と上書きあり。

三七四四

(来春中将様御婚礼之節御取持其外御酌御配膳之御方御たのみなされ候御事ニ付書付)

(宝曆元年)

状

* 女筆か。

三七四五

御婚礼御当日御規式御益事之御次第

(宝曆二年)

状

* 「下調」と上書きあり。

三七四六

伺御婚礼当日・御三ツ目・御五ツ目・御七ツ目御次第等之頭書

(宝曆二年)

状

* 「下調」「写」「五通之内」と上書きあり。

三七四七

(中将様御婚礼御用懸り殿様於御前被仰付候覚)

寛延三年二月二五日

状

* 三七四七、三七四八の括り紐・包紙とも。殿様は八代徳川宗勝のこと。

三七四八

(宗睦御婚姻・御三目・御五日・御七日目取書付)

(宝曆二年)

状

* 婚姻日は四月一三日。

三七四九

京都分被召連候女中(好君付女中)

(宝曆二年)

状

* 大上臈おき七の方其外三人、下女一六人。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四一〇 (宗睦御婚礼御規式書付)

(宝曆二年)

状一

* 端裏に「此御規式御三ツ目十五日ニ有之筈之処、□使ニ付御五ツ目十九日ニ御規式有之」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一一 (宗睦御婚礼御規式書付)

(宝曆二年)

状一

三七四一三 (宗睦御婚礼御規式書付)

(宝曆二年)

状一

* 端裏に「十九日御規式相済候引次」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一三 (宗睦御婚礼当日之次第書付)

(宝曆二年)

状一

* 端裏に「御婚礼当日」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一四 (好君御着輿ニ付書付)

(宝曆二年四月)

状一

* 端裏に「好君様御着輿御当日」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一五 (好君御泊書付)

(宝曆二年)

状一

* 三七四一五、三七四一六の括り紐とも。「中將様御婚礼一卷」と記載された札とも。端裏に「好君様御泊付」と記載あり。

三七四一六 姫君様御着輿御祝詞被仰上之覚

(宝曆二年)

状一

* 端裏に「今日御着輿之上御祝詞被仰上之事」と記載されている。

三七四一七 四月二日中将様御婚礼之御日限御治定公義江も御達之上
御祝詞御申上之覚

(宝曆二年)三月

状一

* 端裏に「御婚礼御日限御治定公義江御達之上御祝詞被仰上」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一八 (御注進場所書付)

(宝曆二年)四月一日

状一

* 宗睦正室好君京都より下向し、宝曆二年四月一日に江戸着。

三七四一九 好君様御差輿之上御祝詞御申上之覚

(宝曆二年)三月

状一

* 端裏に「御着輿御祝詞被仰上」と記載された札が貼り付けられている。

三七四二〇 四月十三日御対面所御着衆(松平伊勢守其外書上)

(宝曆二年)四月二三日

状一

* 三七四二〇、三七四二三の括り紐とも。

三七四二三 御囃子組(四月十三日御対面所)

(宝曆二年)四月二三日

状一

*宗睦・好君婚礼初日。

三七四一三 小謡(御家司江御料理被下置候節)

(宝曆二年)四月一五日

状 一

三七四一三 御囃子組(四月十九日)

(宝曆二年)四月一九日

状 一

三七四一四 (御内証女中年寄他起請文前書)

(江戸)

縦 一

*包紙とも。包紙に「女中起証文前書」と記載されている。

三七四一五 (豊姫様御袴被為召候儀ニ付成瀬隼人正様之御来簡写)

(宝曆二年)

状 一

*三七四一五、三七四一四の括り紐とも。宗睦・好君婚姻に関するもの。

三七四一六 御婚礼御規式一卷写

(宝曆二年)

縦 一

*「御祝之間御床筋り」「御寝之間御床筋」「御規式之次第」が書き付けられている。

三七四一七 (好君様御着輿并御婚礼之節各様御衣服ニ付書付)

(宝曆二年)

状 一

*端裏に「正月十八日御用人出目分覚御婚礼之節御衣服品」と記載された札が貼り付けられている。

三七四一八 (婚礼当日御祝儀申上候方々様書上)

(宝曆二年)

状 一

*端裏に「御婚礼当日御祝儀申上候御方々様」と記載されている。

三七四一八 (好君様御下向ニ付御見送り之輩名前前書付)

(宝曆二年)

状 一

三七四一八 (中将様御婚礼御用懸被仰付ニ付書状写)

寛延四未四月二日

状 一

*端裏に「中将様御婚礼御用懸り被仰付候儀ニ付四月廿二日之七里ニ江戸江申遣候手状之写」と記載されている。

三七四一三 (大炊頭殿・伊勢守殿案内ニ付書上)

(宝曆二年)

状 一

*端裏書あり。宗睦・好君御婚姻に関するもの。

三七四一三 (殿様之中将様江御婚礼御祝儀口上之振書付)

(宝曆二年)四月一九日

状 一

*三七四一三、三七四一三の包紙とも。端裏に「十九日南御座之間ニおゐて御直ニ申上御直答也」と記載されている。

三七四一三 (殿様之姫君様江婚礼御祝儀之品目録被進候節之口上振書付)

(宝曆二年)四月一九日

状 一

書付)

*端裏に「十九日御内所御座之間ニて御傅へ御口上申置、御奏者老女杖岡罷出申置、此度御婚礼御用懸り相勤候義共御懇之御意申聞則御礼申上ル」と記載されている。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四一四 (中将様分好君様江御結納等日取御治定ニ付書状写)

(宝暦二年)正月三日

阿部縫殿外五名↓石河伊賀守様外二名

状 一

*三七四一四、三七四一五の括り紐とも。端裏に「正月三日出七里御来翰写」と記載されている。

三七四一五 (御婚礼御規式之節中将様御召服之儀ニ付書状写)

(宝暦二年)正月一四日

阿部縫殿外五名↓石河伊賀守様外二名

状 一

*端裏に「正月十四日出七里御来翰写」と記載されている。

三七四一六 好君様御附女中人数御充行之極写

(宝暦二年)

縦 一

*紐とも。

三七四一七 (好君様来年御下向御婚礼御整被成候御時節之儀ニ付書状写)

(寛延三年)二月二八日

酒井文五左衛門↓生駒因幡様

状 一

*三七四一七、三七四一八の括り紐とも。端裏に朱書「一」と記載されている。

三七四一八 (好君様来年御下向御婚礼御整被遊候御時節ニ付書付写)

(寛延三年)二月

(斎藤宮内少輔・中川日向守)
↓(酒井文五左衛門)

状 一

*端裏に朱書で「二」と記載されている。

三七四一九 (好君様御下向御婚礼被為整候御時節之儀ニ付書状写)

(寛延三年)

酒井文五左衛門
↓(斎藤宮内少輔・中川日向守)

状 一

*端書に朱書で「三」と記載されている。

三七四二〇 (好君様御下向御婚礼御時節御内談之儀ニ付書状)

(寛延三年)二月一七日

阿部縫殿外二名↓成瀬隼人正殿外五名

状 一

三七四二一 御婚礼御当日・御三ツ目・御五ツ目御次献立

宝暦二年申四月

縦 一

*袋とも。袋に「御献立上」と記載されている。

三七五一

(袋)

寛保二壬戌年正月

袋 一

*表に「寛保二壬戌年正月 勢州御参宮供奉之御用書付等入 但自分用等之書付も入」と記載されている。三七五一、三七五二までの袋。

三七五二

今度御道中御旅宿之町中ニ而若火事有之節之御定

(寛保二年)戊正月

状 一

*三七五二、三七五三の括り紐とも。端裏に「勢州御道中火事御定」と記載された札が貼り付けられている。

三七五十三 勢州御道中火事御行列 (寛保二年) 状 一

三七五十四 春木大夫ハ御参宮被遊山本大夫江御越被遊候御行列 (寛保二年) 横 一

*三七五十四、三七五五人の括り紐とも。下ヶ札あり。

三七五十五 (春木大夫より山本大夫江御越被遊候内御家中又者衣類ニ付書付) (寛保二年) 状 一

浅熊江御越之節之御行列

三七五十六 (寛保二年) 状 一

*「浅熊」は「朝熊」のこと。

三七五十七 (佐屋・桑名間船賃書上) (寛保二年カ) 状 一

三七五十八 二見岩戸江御越之御行列 (寛保二年) 状 一

*下ヶ札あり。

三七五十九 (今度御参宮ニ付先例之通御道中ニ而一種御指上之事ニ付書付) (寛保二年) 状 一

*三七五十九、三七五十二の括り紐とも。

三七六〇 享保五子年御参宮留書拔 (享保五年) 横 一

*端裏に「御用人ハ出ス」と記載されている。寛保二年の参宮のための先例書か。

三七六一 享保五子年勢州御参宮之節所々江罷出候紀州様御役人 享保五年 状 一

三七六十二 (四日市ハ名古屋迄道法書付) (江戸) 状 一

*端裏に「兼而御用人調へ出し候書付」と記載されている。下ヶ札あり。

三七六十三 勢州御参宮之節御行列 (寛保二年カ) 状 一

三七六十四 御船御行列 (寛保二年) 状 一

三七六十五 御用人ハ受取候覚書(両宮御参宮ニ付) (寛保二年) 状 一

*三七六十五、三七六十二の括り紐とも。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七五十六 (御召船ニ乗候輩并御道具書付)

(寛保二年)

状 一

* 三七五十六、三七五十七の括り紐とも。

三七五十七 (御参宮佐屋・桑名渡船之節御舟乗組之儀ニ付書付)

(寛保二年)

状 一

三七五十八 (正月廿八日山田迄御発駕御供の衆他覚書)

(寛保二年)

状 一

* 三七五十八、三七五十九の包紙とも。包紙に「書留奉行へ申談置出来指出し候書付 御覚書 三通」と記載されている。

三七五十九 (勢州就御参御法度并心得等覚)

(寛保二年)

状 一

* 「勢州就御参宮被仰出御法度之条々」「御旅行中御供之輩心得之条々」「於御道中御泊宿御昼休所并小休之場所ニ而御行列御供之輩従者等御付候心得之事」「船越川越之場所ニ而御供中心得之事」「川々満水差支候以後越有之節心得之事」「今度御道中御旅宿々町中ニ而若火事有之節々御定」

三七六〇 御道中々尾州江御飛脚被遣又者尾州江御飛脚到着之覚

(寛保二年)

状 一

三七六一 (見事之柿・音信兩種遣ニ付書状)

(江戸)八月八日・
二二月朔日

御諱御書判↓石川(石河)紀伊守殿

状 一

三七六十二 安芸守父子江被遣物家老初江被下物・
安芸守より献上并給物(浅野家との贈答品書付)

(幕末)

状 一

* 紙継ぎ剥がれ。

三七六十三 (改年之御慶干鯛一折被懸御意忝存ニ付書状)

(幕末)正月二九日

平岡丹波守道弘(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三七六十四 (献上之御残小豆頂戴ニ付礼状)

(享保)宝曆
二二月七日

小堀土佐守政方(花押)
↓石川伊賀守(光當)様

状 一

* 包紙とも。小堀政方は、享保一年二月一日に從五位下土佐守となる。延享三年には御小性組番頭、寛延元年に西城の御側にすすみ、宝曆一〇年寺社奉行、同一一年辞職。安永四年に死去。

三七六十五 (御簾中様江当日之御祝儀申上度ニ付書付)

(江戸)九月九日

石河佐渡守使者山田弥三左衛門

状 一

三七六十六 (前御簾中様江当日之御祝儀申上度ニ付書付)

(江戸)九月九日

石河佐渡守使者山田弥三左衛門

状 一

三七六一 (惇宗院様御法事ニ付貞慎院様御拝領被遊候御菓子 一包被下置候ニ付礼状) (慶応)六月二日 佐々木弥兵衛↓石(河)佐渡守(光晃)様 状 一

* 惇宗院は田安家三代田安斉匡、貞慎院は十二代徳川斉荘の正室猶姫(田安斉匡の女)のこと。

三七六八 (隠居同姓隠岐守病氣御尋ニ付書状) (慶応)九月一日 石河佐渡守(光晃)↓佐々木弥兵衛様 状 一

* 隠岐守は石河光茂のこと(慶応三年没)。

三七六九 (同姓隠岐守病氣御尋ニ付書状) (慶応) (石河光晃) 状 一

* 後欠。

三七七〇 (老病ニ而相勝不申候ニ付書状) (慶応)九月一四日 石河隠岐守(光茂)↓箕形辰之丞様 状 一

* 前欠。下書き。

三七六一 (若君様御色直之御祝儀調方・勤方ニ付書付) (宝暦)三年 未二月二五日 石河伊賀守光當による献上。 状 一

* 紙継ぎ剝がれ多数。若君様は十代將軍徳川家治嫡男徳川家基のこと。紗綾・南部諸白等の図あり。石河伊賀守光當による献上。

三七六三 (公方様々新渡伽羅禁裏へ御献上御座候名を付させられ候 勅書之写) 元文五年 玉岡局↓將軍吉宗との 状 一

三七六一三 御焼失ニ付被進物差上物 (天明) 横半 一

* 天明六年の市谷御殿焼失に関するものか。従姫(九代徳川宗睦養子治行の御簾中)・五郎太(治行・従姫の男子)への被進物・差上物が記載される。

三七六一四 公刃御書調 天保八年暑氣(六月) 石河太八郎(光茂)↓井掃部頭様ほか 状 一

(御機嫌伺ニ付干狗脊位置箱献上愚札ほか案)

* 三七六一四、三七六一六の括り紐とも。

三七六一五 公刃御書調 天保八年寒氣(二月) 石河太八郎(光茂)↓井掃部頭様ほか 状 一

(御機嫌伺ニ付小豆一箱献上愚札ほか案)

番 号 表 題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三七六一六 公辺御書調(年始御規式ニ付干鯛一箱献上愚札ほか案)

天保八年(正月)

石河太郎(光茂) ↓井掃部頭様ほか

状 一

三七六一七 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延)宝曆
二月九日

水野河内守忠富(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。三七六一七、三七六一六の括り紐とも。括り紐に「書付八八」と記載あり。水野忠富は享保一一年以降河内守。寛延二年)宝曆八年まで御側。

三七六一八 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(宝曆)安永
七月九日

田沼主殿頭意次(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。田沼意次は宝暦元年以降側衆、安永元年以降老中を務める。石河光當は安永二年死去。

三七六一九 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(宝曆)七月九日

酒井石見守忠休(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。酒井忠休は宝暦一〇年四月)同一一年八月の若年寄。

三七六二〇 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(宝曆)明和
六月一八日

菅沼織部正定用(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。菅沼定用は宝暦元年から御側などを務め、明和五年に死去。

三七六一三 (家老以下行列書)

(江戸)

状 一

三七六一三 (献上之御残干狗脊一筈頂戴ニ付礼状)

(寛延)安永
六月二八日

水上美濃守興正(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。水上興正は享保二〇年に美濃守叙任。寛延元年から西丸の御側などを務め、安永八年死去。

三七六一三 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(元文)安永
二月六日

小笠原若狭守信喜(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。小笠原信喜は元文五年)二月二日)寛政三年の若狭守。石河光當は安永二年死去。

三七六一四 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(元文)宝曆
六月二九日

水野丹波守分質(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。水野分質は享保一六年に丹波守叙任。元文二年)宝暦元年の御側。

三七六一五

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(宝暦) 明和
七月七日

菅沼織部正定用(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。菅沼定用は宝暦元年から御側などを務め、明和五年に死去。

三七六一六

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(延享) 宝暦
七月八日

高井兵部少輔信房(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。高井信房は延享二年から御側を務め宝暦六年死去。

三七六一七

(正月九日明六ツ時御供揃熱田御名代御勤被遊候調書
御供立等書付)

(江戸)

状

一

*紙継ぎ割がれ。

三七六一八

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(元文) 宝暦
七月五日

松平駿河守信望(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。松平信望は享保九年から御側などを務め宝暦七年死去。石河光當は元文五年に伊賀守叙任、安永二年に死去。

三七六一九

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(元文) 安永
七月二日

板倉佐渡守勝清(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。板倉勝清は享保二〇年若年寄に転じて佐渡守、宝暦一〇年に御側用人、明和四年に西丸老中、明和六年に老中、安永九年死去。

三七六二〇

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(延享) 宝暦
六月二九日

戸田淡路守氏房(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。戸田氏房は延享元年、宝暦八年の西丸若年寄。

三七六二一

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延) 宝暦
七月五日

水野河内守忠富(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。水野忠富は享保一二年以降河内守。寛延二年、宝暦八年まで御側。

三七六二二

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(元文) 安永
七月二日

小笠原若狭守信喜(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

*包紙とも。小笠原信喜は元文五年、寛政三年の若狭守。石河光當は安永二年死去。

三七六二三

(献上之御残干狗脊頂戴ニ付礼状)

(元文) 宝暦
七月二日

戸田土佐守忠胤(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙

一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙とも。三七六一、三七六二、三七六三の括り紐とも。戸田忠胤は享保一九年〜宝暦六年の西丸御側。光當は元文五年以降伊賀守。

三七六一四 (献上之御残小豆頂戴二付礼状)

(寛延〜明和)
一二月七日

小出信濃守英智(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。小出英智は寛延元年以降若年寄。明和四年一〇月一五日に死去。

三七六一五 (献上之御残干狗脊頂戴二付礼状)

(寛延〜明和)
七月三日

小出信濃守英智(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。

三七六一六 (献上之御残干狗脊一箱頂戴二付礼状)

(延享〜明和)
七月二日

秋元但馬守涼朝(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。秋元涼朝は延享四年〜明和四年の西丸老中・老中。

三七六一七 (献上之御残干狗脊一箱頂戴二付礼状)

(延享〜宝暦)
六月一五日

堀田相模守正亮(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。堀田正亮は延享二年〜宝暦一一年の老中。

三七六一八 (献上之御残干狗脊一箱頂戴二付礼状)

(延享〜宝暦)
七月二日

松平宮内少輔忠恒(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。松平忠恒は延享元年〜宝暦九年宮内少輔。寛延元年以降若年寄。

三七六一九 (為御祝詞干鯛一折頂戴二付礼状)

(元文〜安永)
一月二八日

板倉佐渡守勝清(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。板倉勝清は享保二〇年若年寄に転じて佐渡守、宝暦二〇年に御側用人、明和四年に西丸老中、明和六年に老中、安永九年死去。

三七六二〇 (献上之御残干狗脊頂戴二付礼状)

(延享〜宝暦)
七月三日

堀田相模守正亮(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。堀田正亮は延享二年〜宝暦一一年の老中。

三七六二一 (献上之御残干鯛一折頂戴二付礼状)

(延享〜安永)
正月一六日

本多伯耆守正珍(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。本多正珍は延享三年〜天明六年の老中。石河光當は安永二年死去。

三七六四

(献上之御残干狗脊頂戴ニ付礼状)

(元文)宝曆
七月三日

西尾隱岐守忠尚(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

三七六三

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(延享)安永
七月三日

本多伯耆守正珍(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

三七六四

(献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(元文)宝曆
六月十五日

西尾隱岐守忠尚(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

三七六四

(献上之御残干狗脊頂戴ニ付礼状)

(宝曆)安永
六月二十八日

田沼主殿頭意次(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

三七六四

(山村甚兵衛より公儀献上物・御残之品遣候方ニ付書付)

享保一三申年八月

「山村甚兵衛殿留守居今来ル」、札に「山村甚兵衛殿留守居今来ル」と記載されている。年始・

三七六四

覚(公方様・大納言様江献上御残被致進上候方々様書上)

(享保一三年)七月九日

「千村平右衛門殿留守居今来ル 書付式通 享保一三申年七月」と記載されている。老中・若年寄・側衆の名前が記載されている。

三七六四

覚(千村平右衛門より公方様・大納言様江献上之品)

(享保一三年)七月十五日

*年始に枝柿、夏に氷餅、歳暮に大栗を献上する旨記載されている。

三七六四

(拙者今日初而御目見鬘斗鮑御盃頂戴・御刀拝領 難有仕合ニ付書状)

(文久三年)

*三七六四、三七六五の括り紐とも。紙継ぎ剥がれ。
竹腰龍若

三七六五

(龍若様御目見御願ニ付殿中向其外御心添被成進候様 依頼状)

(文久三年)
二月二十六日

竹腰龍若様御使者奥田喜左衛門
↓(石河光晃) 状 一

番 号 表 題

三七六五 (龍若様御目見明後廿一日ニ付心添之儀依頼状)

年月日 (文久三年) 差出(作成) ↓宛所 御使者奥田喜左衛門
二月一九日 ↓(石河光晃)

形態・数量 状 一

* 端裏に「手扣」と記載あり。

三七六五 (龍若様御若年御当地御不案内ニ付万事御差図被成度ニ付書状)

(文久三年) 奥田喜左衛門
二月一六日

状 一

三七六五 (御書付・添手紙之袋)

* 三七六五、三七六五の袋。上書に「享保十三申年御書付忝封添手紙書通」と記載されている。

享保二三年

袋 一

三七六五 (公边御務大切之儀ニ付書付)

(享保二三年) 三尾惣太夫外二名
九月二〇日 ↓矢野三右衛門殿

状 一

* 三七六五、三七六五の包紙共。包紙上書に「御書付書通 御留守居江 (御御印)とあり(御印は刻印)。

三七六五 不可他見穩密々々々

(享保二三年) 申九月二八日

状 一

(寒気献上物等之儀ニ付公边江御伺之節条々)

* 包紙あり。包紙に「御封物」と記載されている。

三七六五 (御茶壺紐結び方図)

* 三七六五、三七六五の括り紐とも。

(享保)

状 一

三七六五 (御茶献上ニ付御在江戸之節八箱ニ而指上度旨申談ニ付書状)

(享保七年) 石川出羽守外二名
四月六日 ↓大道寺駿河守様外四名

状 一

* 三七六五、三七六五の括り紐とも。包紙にも。包紙に「壺口切御茶 殿様御在江戸之節八箱ニ而指上御在国之節八壺ニ而指上之旨ニ付享保七寅年七里手紙写式通 附右箱木拵方之儀七里状留写 式通」と記載されている。端裏に「忝」と記載されている。

三七六五 (御茶献上ニ付在国之節八壺ニ而指上之旨被仰出ニ付書状)

(享保七年) 四月一五日

状 一

* 端裏書に「忝」とあり。

三七六五 (壺口切之御茶献上之儀ニ付御吟味被下度ニ付書状)

(享保) 六月二九日 山澄淡路守・石川出羽守
↓大道寺駿河守様

状 一

* 端裏に「二三」と記載されている。後半に「泰心院様(三代徳川綱誠) 御部屋、瑞龍院様(二代徳川光友) 御隠居、円覚院様(四代徳川吉通) 御部屋之御時節御茶箱ニ而献上之例」が記載されている。

三七六上〇

(御茶献上之儀拵方等ニ付書状)

(享保)七月八日

大道寺駿河守

状

* 端裏に「四」と記載されている。後半に「元禄八亥年十月於江戸瑞龍院様江御茶箱ニ而献上之節」の先例が記載されている。

三七七一

(従享保十三年甲十月至翌十四西三月病中之間諸書付)

享保二三年〜同一四年

↓石河出羽守様・山澄淡路守様

包紙

* 三七七一、三七七二が一括されていた。三七七一、三七七二の包紙。括り紐とも。

三七七二

(私儀去夏中気分悪敷去冬引籠療養ニ付書状)

(享保二四年)

石河出羽守(正章)

状

二月二日

* 端裏書に「享保十四西 御用人生駒外記ヲ以指出書付之控」と記載されている。

三七七三

(生駒外記を以被仰聞御意之趣難有仕合ニ付書付)

(享保二四年)

(石河正章) ↓野崎伊勢守殿

状

三月九日

* 端裏に「享保十四」と記載されている。

三七七四

(持病保養之為加判之儀等御断申度ニ付書付案)

(享保二三年)

(石河正章)

状

* 括り紐とも。端裏に「享保十三申」と記載されている。

三七七五

(先輩・後輩之書付)

(享保二三年〜同一四年)

(石河正章)

状

* 先輩は隼人正外九名。後輩は山城守外一四名書上。その他はいずれも「当時之面々ハ自分当職ニ被仰付候以後分務申度ニ而候」と記載されている。

三七七六

(章長院様御臥・御隠居・御逝去年書付)

(宝永元年〜同五年)

竹腰志摩守

状

* 章長院様は石河家三代石河章長のこと。

三七七七

(殿様病中御尋ノ件書付)

(享保二三年〜同一四年)

成瀬織部・横井豊後守・山澄淡路守

状

* 端裏に「享保十三申 十四年酉」と記載されている。

三七七八

(石河出羽守病氣ニ付書状)

(享保二三年)

↓野崎伊勢守殿

状

二月一日

* 端裏に札が貼り付けられている。札に「享保十三申十二月廿日野崎伊勢守方被申聞候趣七里来翰之写」と記載されている。

三七七九

(御仲満中より勢州へ之御手紙到来ニ付書状)

(享保二三年)

竹腰志摩守

状

臘月一日

↓(石河)出羽守(正章)様

* 三七七九に三七七二、三七七三が包まれていた。

番 号 表 題

三七七〇 (私病氣之儀ニ付御懇之思召難有仕合ニ付書状案)

年月日
(享保三年)
二月二日

差出(作成)↓宛所

(石河正章)↓あわち・ふんこ・おりへ

形態・数量
一

*宛所は山澄淡路守・横井豊後守・成瀬織部のこと。

三七七一 口上(私氣分之儀ニ付御懇之思召難有仕合ニ付)

(享保三年)
二月二〇日

名(石河正章)↓(野崎伊勢守)

一

*端裏書に「野崎勢州江」とあり。

三七七二 (石河出羽守病氣ニ付書状)

(享保三年)同一四年

竹腰志摩守↓山路淡路守様外二名

一

*殿様は六代徳川継友のこと。

三七七三 (石河出羽守病氣ニ付書状)

(享保四年)
正月晦日

成瀬織部・横井豊後守・山澄淡路守
↓野崎伊勢守殿

一

*三七七三、三七七四の括り紐とも。端裏に札が貼り付けられている。札に「享保十四西二月四日野崎伊勢守方被申聞候趣七里来翰之写」と記載されている。

三七七四 (貴躰江思召之趣申参ニ付書状)

(享保四年)
二月四日

野崎伊勢守↓石河出羽守(正章)様

一

*三七七五を包んでいたもの。

三七七五 (私江思召之趣申参ニ付書状案)

(享保四年)
二月四日

(石河正章)↓野崎伊勢守殿

一

三七七六 (御懇之思召ニ付御札申遣旨書状)

(享保四年)
二月八日

野崎伊勢守↓石出羽守(正章)様

一

*三七七七、三七七八を包んでいたもの。

三七七七 (江戸江之御返翰被遣ニ付書状案)

(享保四年)
二月八日

(石河正章)

一

三七七八 江戸江返報之写(去四日出羽守宅江罷越御錠之越相達ニ付)

(享保四年)
二月八日

(野崎)伊勢守↓(山澄)淡路守様・
(横井)豊後守様・(成瀬)織部様

一

*出羽守は石河正章のこと。

三七七九 (養生のため潮湯治願い)

(享保四年)

(石河正章)↓織田周防様

一

六月二〇日

* 端裏に「享保十四酉年」と記載されている。

三七七二〇 口上(私病氣ニ付而御懇之御誕難有仕合ニ付案文)

(享保一四年)

名(石河正章)

状 一

二月四日

三七七二三 (貴躰御用番御勤之儀ニ付書状)

(享保一四年)

野崎伊勢守

状 一

四月二五日

* 三七七二三、三七七二三までの括り紐とも。端裏に「老 酉年」と記載されている。

三七七三三 (私御用番相務申儀ニ付書状案)

(享保一四年)

(石河正章)

状 一

四月一五日

* 端裏に「式 享保十四酉年」と記載されている。本書は二通分の内容が記された書状案であるため、宛先が二件ある。

三七七三三 (御用番今晚の貴躰御勤ニ付書状)

(享保一四年)

横井豊後守

状 一

四月二五日

* 端裏に「三 酉年」と記載されている。

三七七三四 (近内出勤之旨聞召御機嫌思召ニ付書状)

享保一四年三月三日

横井豊後守時房(花押)

折紙 一

↓石川出羽守(正章)殿

* 三七七三四、三七七三六の括り紐とも。端裏に「享保十四」と記載されている。

三七七三五 (御肴一折被遣ニ付書状)

(享保一四年)三月一五日

加藤源七郎良重(花押)

折紙 一

↓石川出羽守(正章)様

* 端裏に「享保十四酉年」と記載されている。

三七七三六 (中納言様御暇御礼登城之御用私相勤候其外ニ付書状)

享保一四年三月一日

石河庄九郎正朝(花押)

状 一

↓(石河)出羽守(正章)様

* 中納言様は六代徳川継友のこと。

三七七三七

御療薬之儀尋有之衆中江挨拶

(享保一三年)二月七日

状 一

* 三七七三七、三七七三九の括り紐とも。端裏に「申年」と記載されている。

番 号 表 題

年月日

差出(作成) ↓ 宛所

形態・数量

三七七二六 御容体(石河正章病状ニ付)

享保一三申

竹腰志摩守

状 一

* 端裏に「享保十三申年家老共并用人等江申聞置」と記載されている。

三七七二九 (御勤仕ニ付書状)

(享保一四年) 二月一九日

↓(石河)出羽守(正章)様

状 一

* 封緘あり。端裏に「式」とあり。

三七七三〇 (石川出羽守御上書持参江戸江申遣御耳ニ達ニ付書状)

(享保一四年三月八日)

横井豊後守時房(花押)

状 一

* 端裏に札が貼り付けられている。札に「享保十四西三月八日生駒外記ヲ以野崎伊勢守方々被申聞候書付」と記載されている。

三七七三三 (無油断令養生候様ニト思召ニ付書状)

(享保一三年) 一月二四日

↓石川出羽守(正章)殿

状 一

* 三七七三三、三七七三三の括り紐とも。端裏に「享保十三申年」と記載されている。

三七七三三 享保十三申年七里状留

(享保一三年) 二月六日

周防・丹後・伊勢守 ↓ 淡路守様・豊後守様・織部様

状 一

(石川出羽守為養生下屋敷等江罷越心忝ニ養生有之様 思召ニ付)

三七七三三 (御気色御様子承度ニ付書状)

(享保一三年) 一月二四日

横井豊後守(時房) ↓ 石川出羽守(正章)様

状 一

三七七三四 (去十月九日引籠病状ニ付書状)

(享保一四年) 正月七日

↓野崎伊勢守様

状 一

* 三七七三四、三七七三三の括り紐とも。端裏に「老 享保十四西年」と記載されている。

三七七三五 享保四亥五月九日御在国切紙留書拔

(享保四年) 五月九日

河村縫殿 ↓ 志水甲斐殿

状 一

(貴殿儀下屋敷江相越潮汲湯ニ付)

三七七三六 (病氣ニ付知行居屋敷并同心指上申度ニ付書付案)

(享保一四年) 二月九日

石川出羽守(正章)

状 一

* 端書に「是ハ不用ニ成り不出 享保十四西」と記載されている。

三七七三七 (貴躰御事御煩去ル十月九日引籠御養生被成度由ニ付書状)

(享保一四年) 正月七日

野崎伊勢守 ↓ 石川出羽守(正章)様

状 一

*三七七三、三七七五の括り紐とも。端裏に「式 酉年」と記載されている。

三七七三 (拙者老兩年段々病氣進退相考候旨ニ付書状案)

(享保一四年) 二月一九日 (石河正章) ↓ (竹腰) 志摩守様

状 一

*端裏に「老 享保十四酉年」と記載されている。

三七七五 (貴躰儀病氣ニ付御普請役御免之旨書状)

(享保一四年) 正月二日 野崎伊勢守 ↓ 石川出羽守(正章)様

状 一

*端裏に「三 酉年」と記載されている。

三七七〇 (下屋敷御逗留ニ付書状案)

(享保一四年) 二月一九日 石川一学 ↓ 石川出羽守(正章)様

状 一

*三七七四、三七七四の括り紐とも。端裏に「享保十四酉」と記載されている。

三七七四 (出羽守殿御氣分御尋之儀ニ付書状)

(享保一四年) 二月二九日 生駒外記 ↓ 石川一学様

状 一

*三七七四を包んでいたもの。

三七七四 (石川出羽守病氣伺ニ付書状)

(享保一四年) 二月一五日 成瀬大膳 ↓ 生駒外記様

状 一

三七七四 (包紙)

享保一七子年 *括り紐とも。包紙に「享保十七子年 隠居願被持并相済御札等」と記載されている。

三七七四 札(享保十七子隠居之願申上并相済候事)

(享保一七年) *三七七四、三七七四の括り紐とも。この状は括り紐に付いていた札と考えられる。

札 一

三七七四 (先達而隠居願申上普請役指出指扣ニ付書状)

(享保一七年) 閏五月二日 (石河正章) ↓ 石黒丹下様

状 一

*端裏に「享保十七子年 普請役」と記載されている。本状の後に石黒丹下の書状が貼り付けられている。

三七七四 覚(石河出羽守隠居御名替ニ付)

(享保一六年) 二月二日 稲葉忠大夫・三尾物大夫 ↓ 堀田郷右衛門様・内田太郎右衛門様

状 一

*本状の後に隠居名の届書が貼り付けられている(愚翁は石河正章の号)。さらにその奥に未開封の状が貼り付けられている。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三七四 (愚翁と改名之儀ニ付書状貼付)

(享保一七年)

状 一

* 端裏に「改名之事 享保十七子年」と記載されている。石河出羽守(愚翁)と成瀬大膳との間で交わされた書状三通が貼り付けられている。

三三七四 (病氣ニ付下屋敷へ罷越ニ付書状貼付)

(享保一七年)

状 一

* 端裏に「病中下屋敷」と記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(愚翁)と成瀬大膳との間で交わされた書状六通が貼り付けられている。

三三七五 (加判断ニ付書状貼付)

(享保一七年)

状 一

* 端裏に「子二月 加判断」記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(愚翁)と奥田仙右衛門との間で交わされた書状五通が貼り付けられている。

三三七五 (札(享保十七子年公義江隠居之御礼申上候事))

(享保一七年)

札 一

* 三三七五、三三七五の括り紐とも。この状は括り紐に付いていた札と考えられる。

三三七五 (隠居願書享保十七子年三月廿七日御御用人石黒丹下江相渡候節申談候覚(引籠病中日数其外))

(享保一七年)

状 一

三三七五 (隠岐御目見之節出羽守気分御尋御懇之御意ニ付書付)

(享保一七年)

状 一

* 隠岐は石河家五代忠喜(享保一八年死去)のこと。

三三七五 (公義江隠居之御礼申上ニ付書状貼付)

(享保一七年)

状 一

* 石河出羽守(愚翁)らの書状五通が貼り付けられている。

三三七五 (石河出羽守依願隠居ニ付御城帳書拔)

(享保一七年)六月

状 一

* 包紙とも。包紙に「御城帳書抜」と記載されている。端裏に「享保十七子年」と記載されている。

三三七五 (石河出羽守隠居ニ付書状)

(享保一七年)

状 一

* 包紙とも。包紙に「御城帳書抜」と記載されている。端裏に「享保十七子年」と記載されている。

三三七五 (私儀近年病氣大切之御用役難相勤ニ付書状)

(享保一七年)三月

状 一

* 三三七五、三三七五の包紙とも。包紙に「享保十七子年三月廿七日石黒丹下を以指出扣 書付 式通 石川出羽守」と記載されている。端裏に「享保十七子年春

也 今般差出候願書之扣」と記載されている。

石川出羽守(正章) 状 一

三七七十五 (病氣ニ付知行居屋敷并同心指上申度ニ付願書) (享保一六年) 石川出羽守(正章) 状 一

* 端裏に「去亥秋願書之写」と記載されている。

三七七十六 (石川出羽守願書指戻ニ付書付) (享保一六年) 状 一

* 三七七十五、三七七十六の括り紐とも。端裏に「享保十六亥年八月朔日於 御城山澄淡路守被申聞候御意之趣之書付也」などと記載されている。

三七七十七 (病氣ニ付身退願) (享保一六年)六月 石川出羽守(正章) ↓ 成瀬大膳様 状 一

* 端裏に「案文 六月十四日成瀬大膳方迄相頼自筆之書付扣 享保十六亥年」と記載されている。

三七七十八 (元禄拾貳卯年御状留書拔) (元禄一二年)一〇月 (石河章長) ↓ 鈴木伊予守様外二名 状 一

(同名太八郎召連罷下候様被仰出ニ付)

* 太八郎は石河家四代正章のこと。

三七七十九 (病氣存外無余儀仕合ニ付書状) (享保一六年)七月 石川出羽守(正章) ↓ 成瀬大膳様 状 一

* 三七七十九、三七八十の包紙とも。包紙に「享保十六亥七月廿八日成瀬大膳を以指出候扣 書付 式通 石川出羽守」と記載されている。

三七八十 (病氣ニ付知行居屋敷并同心指上申度ニ付願書) (享保一六年)七月 石川出羽守(正章) 状 一

三七八十一 (石川出羽守病氣隠居ニ付書状貼付) (享保一六年) 状 一

* 三七八十一、三七八十二の括り紐とも。端裏に「享保十六亥 壹(朱書)」と記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(正章)と成瀬大膳との間で交わされた書状など四通が貼り付けられている。た書状など四通が貼り付けられている。

三七八十二 (石川出羽守病氣隠居ニ付書状貼付) (享保一六年) 状 一

* 端裏に「享保十六亥 参(朱書)」と記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(正章)と成瀬大膳との間で交わされた書状など四通が貼り付けられている。

三七八十三 (石川出羽守病氣隠居ニ付書状貼付) (享保一六年) 状 一

* 端裏に「享保十六亥 式(朱書)」と記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(正章)と成瀬大膳との間で交わされた書状など四通が貼り付けられている。

三七八十四 (御意之趣申達ニ付書状) (享保一六年) 成瀬大膳 ↓ 石川出羽守(正章)様 状 一

六月二六日

三七八十五 (去冬御家督已来甚御用多不快ニ候与思召ニ付書付) (享保一六年) 状 一

* 端裏に「享保十六亥五月十五日当御用番津田民部江御意之趣民部方自筆ニ被認給之、此書付之通拙者江被申聞候御意之趣民部方被申伝」と記載されている。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七七六 (石川出羽守病氣隠居ニ付書状貼付)

(享保一六年)

状 一

* 端裏に「享保十六亥 四(朱書)」と記載された札が貼り付けられている。石河出羽守(正章)と成瀬大膳との間で交わされた書状など九通が貼り付けられている。

三七七六 (成瀬大膳方江内談之儀ニ付書付)

享保一六亥年

状 一

* 成瀬大膳は御側同心頭と記載されている。

三七七七 (貴躰病身御尋ニ付書状)

(享保一六年)

状 一

六月二六日

* 端裏に「享保十六亥」と記載されている。

三七七七 (織田縫殿介死去残念ニ思食ニ付書状)

(享保一六年)

状 一

四月二五日

* 包紙とも。包紙に「享保十六亥」と記載されている。

三七八一 (赤革威毛)

(江戸)

革片 一

* 三七六、三七五の括り紐とも。包紙とも。包紙に「赤革威毛」と記載されている。

三七八一 (緋ノ革威毛)

(江戸)

革片 一

* 包紙・紙縫りとも。包紙に「緋ノ革威毛」と記載されている。

三七八三 (献立書上)

(江戸)三月二日

状 一

* 「大引渡」「御吸物」「御肴」「御茶漬」「御菓子」などが記載されている。

三七八四 (石河章長従五位下・伊賀守官旨・口宣案・位記写)

延宝五年

状 一

閏二月二八日

三七八五 乙津寺殿剛叔玄勝大膳定門三百五十遠年忌法語

(明治四一年)

状 一

* 包紙とも。包紙に「明治四十一年戊申七月十一日御正当延拙十月十一日當弁 駿州大守三百五十回帖香塔之銘」と記載されている。乙津寺殿は石河駿河

守光清(永禄元年七月一日没)のこと。

三七八一 (遠祖乙津寺殿三百五十年忌塔銘)

(明治四一年)

状 一

牧宗

一〇月二日

*「瑞甲山乙津禪寺に住牧宗謹誌之」と記載されている。男爵石河光熙が執行した旨記載されている。

三七六七 (献立書上)

(明治四一年)

状 一

三七六八 (中国歌曲順次第)

(明治四一年)

状 一

三七六九 十吟之割

(年代不詳)

状 一

*紙継ぎ割がれ。

三七七〇 日々記(天明三年癸卯正月朔日ヨリ覚)

天明三年正月朔日
〜四月晦日

横 一

*おもに日々の天候が記載されている。

三七七一 (寒中見舞二付書状)

(江戸)二月一〇日

石河太八郎光晃(花押)
↓竹兵部少輔(正富)様

折紙 一

*竹腰正富の返書も朱書で記載されている。

三七七二 (献立書上帳)

(江戸)三月一四日〜二〇日

横半 一

三七七三 (中秋夜遊別業ほか漢詩書上)

(年代不詳)

縦 一

*罫紙。奥に押印二カ所あり。

三七七四 (靱負方婚礼二付書付帳)

天明五年七月九日

横半 一

三七七五 (靱負婚礼次第書付帳)

天明五年巳六月七日

縦 一

*三七六一、五、三七六一、六を入れていた袋とも。袋に「天明五年巳六月七日 御昏礼済御招請之次第」、袋裏に「椀卷亭」と記載されている。

三七七六 (靱負様婚礼以後初而此方御屋敷江被為人候節此次次第書付)

(天明五年)六月一七日

縦 一

三七七七 御会席御献立部署

(江戸)

縦 一

三七七八 新御殿正月中御祝品

(江戸)正月元日〜一五日

縦 一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三一九 (松平薩州候隠居溪山殿市谷御館江被出候節御飾御道具)

(江戸)

縦 一

* 隠居溪山殿とは鳥津斎宣のこと。

三七五

(袋)

戊正月六日

袋 一

* 三七五一・三七九六の袋・括り紐とも。袋に「御転任・御兼任・御元服御 献上御折紙拾枚内四枚御本丸・六枚西御丸・御隠居様御分五枚・御前御分五枚都合 拾枚也 西御丸引替相濟候由ニ而戊正月六日、町便内蔵助令指登候」と記載されている。括り紐に「書付一〇二」と書かれた札が括られている。

三七五一

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河伊賀守元珍(光當)

状 一

* 三七五一・三七九六の括り紐・札とも。札に「御本丸御折紙四枚」と記載されている。当番本多紀伊守内金子仁太夫の奥書あり。

三七五二

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河愚翁正章

状 一

* 当番本多紀伊守内金子仁太夫の奥書あり。

三七五三

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河伊賀守元珍(光當)

状 一

* 当番本多紀伊守内金子仁太夫の奥書あり。

三七五四

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河愚翁正章

折紙 一

* 当番本多紀伊守内金子仁太夫の奥書あり。

三七五五

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河愚翁正章

状 一

* 三七五五・三七九六の紙繰り・札とも。札に「西丸御折紙六枚」と記載されている。西丸当番松平右近將監内山口藤九郎の奥書あり。

三七五六

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河愚翁正章

折紙 一

* 西丸当番松平右近將監内山口藤九郎の奥書あり。

三七五七

(御太刀・御馬進上三付書付)

(寛保元年)

石河愚翁正章

折紙 一

西九月二三日

石河愚翁正章

折紙 一

* 西丸当番松平右近将監内山口藤九郎の奥書あり。

三七九八 (御太刀・御馬進上ニ付書付)

(寛保元年 西九月三日)

石河伊賀守元珍(光當)

状 一

* 西丸当番松平右近将監内大原助左衛門の奥書あり。

三七九九 (御太刀・御馬進上ニ付書付)

(寛保元年 西九月三日)

石河伊賀守元珍(光當)

状 一

* 西丸当番松平右近将監内大原助左衛門の奥書あり。

三七八〇 豊姫様御婚礼御行列

(延享五年)

状 一

* 三七八〇一、三七八〇人の包紙とも。三七八〇一、三七八〇二の紙綴りとも。

延享五年六月二五日に上杉大炊頭重定と婚礼をあげた。

包紙に「延享四辰 豊姫様御婚礼御用之書付」と記載されている。豊姫は八代徳川宗勝の三女。

三七八〇一 豊姫様御婚礼被為整候上来ル廿八日御祝詞被仰上之覚

(延享三年)

状 一

三七八〇二 (豊姫様御婚礼御祝ニ付書付)

(延享五年)

状 一

三七八〇三 桜田御座敷御玄関前之図

(延享五年)

鋪 一

三七八〇四 (御婚礼之節御臣下衆・年寄衆其外衣服品)

(延享五年)

状 一

三七八〇五 (来ル廿五日御婚礼之節御輿道筋・御道具其外書付)

(延享五年)六月

状 一

* 端裏に「御用人を調出ス」と記載されている。

三七八〇六 (豊姫様婚礼之節御道筋)

(延享五年六月)

状 一

三七八〇七 (婚礼中雨降り出し之節傘等使用之儀ニ付書付)

(延享五年)

状 一

三七八〇八 桜田今来候御五ツ目御祝御次第書写(豊姫婚礼ニ付)

(寛延元年九月四日)

横 一

* 三七八〇九、三七八〇一三の包紙とも。包紙に「九月四日：御五ツ目 豊姫様御三ツ目 御五ツ目ニ被為候書付 寛延元年」とあり。

三七八〇九 (豊姫婚礼御相伴・御給仕役・勝手御取持・書院御取持 大名・旗本書付)

(延享五年・寛延元年)

状 一

* 御相伴は松平安芸守・松平土佐守。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四〇一二	御給仕之次第(豊姫婚礼ニ付)	(延享五年・寛延元年)	状	一
三七四〇一三	(書院一ノ間席図)	(延享五年・寛延元年)	鋪	一
三七四〇一三	(御三ツ目之節御招請衆書付)	(延享五年・寛延元年)	状	一
	*三七四〇一三、三七四〇一六の括り紐・札とも。札に「御三ツ目」と記載されている。			
三七四〇一四	(豊姫様婚礼之節上杉大炊頭殿方江被参候縁家書付)	(延享五年・寛延元年)	状	一
	*端裏に「豊姫様婚礼之節大炊頭殿方江被参候あまた縁家の方々之書付」と記載されている。松平安芸守・佐竹右京大夫・松平土佐守らの名前が書き付けられている。			
三七四〇一五	(豊姫様婚礼以後御用達江御目見ニ付書付)	(寛延元年)	状	一
	*包紙とも。包紙に「覚書付」と記載されている。端裏に「此書面之趣奉伺此通ニ被仰出則書付を以林左衛門へ申聞事済」と記載されている。			
三七四〇一六	覚(御輿渡・御道具渡・料理其次第書上)	(延享五年)	状	一
	*端裏に「大炊頭殿留守居分指越候書付之写」と記載されている。			
三七四〇一七	(豊姫様婚姻御三ツ目ニ付書付)	(延享五年・寛延元年)	状	一
	*端裏に「四日 御三ツ目」と記載されている。			
三七四〇一八	御三ツ目(御三ツ目御祝之節当期大炊頭殿分皆子餅等進上其外ニ付書付)	(寛延元年)	縦半	一
三七四〇一九	桜田分来候書付之写(豊姫様婚姻御五ツ目御祝ニ付)	(寛延元年九月)	状	一
	*括り紐・札とも。札に「御五ツ目」と記載されている。端裏に「辰九月 桜田分来候書付之写」と朱書された札が貼り付けられている。			
三七四〇二〇	公辺務ニ付而之書付	(江戸)	袋	一
	*三七四〇一三、三七四〇一九の袋。			
三七四〇二一	(成瀬隼人正・波辺飛驒守等参府・御暇ニ付書付)	(宝永〜正徳)	状	一
三七四〇二二	(成瀬半左衛門外尾州江御暇にて御礼指上方其外ニ付書付)	(享保一四年)	状	一
	三月二六日〜一八日			

* 酒井讃岐守より御札に関する例書三通あり。

三三三 十二月廿六日御城帳書拔(石川伊賀継目御札ニ付) (江戸)二月二六日

* 包紙とも。包紙に「書拔一通」と記載されている。

三三四 (安藤彦兵衛名跡伊織參府御目見御札ニ付御城帳書拔) (享保一六年九月二九日)

一〇月八日

三三五 三月十九日御城帳書拔 (江戸)

(紀州様分左近將監殿江之御達書付)

三三六 (半左衛門家督御札ニ付書状) (江戸)八月二九日 二宮助左衛門↓渡辺幸左衛門様

三三七 御城帳書拔(石河出羽守家督御札ニ付) (江戸)一月二八日

二九日

三三八 御城帳書拔(石河伊賀儀乘輿赦免ニ付) (享保一七年)

一〇月二六日~二七日

* 石河伊賀は石河家五代忠喜のこと。

三三九 御隠居様分奥田仙右衛門殿・尾崎伝兵衛江被遣候御直筆 (享保一七年) (石河正章)

一〇月一七日

御切紙之写(伊賀年中献上物・乗輿其外ニ付)

* 包紙とも。包紙に「公辺御勤品 御隠居様御直筆之写」と記載されている。このとき奥田仙右衛門は留書奉行、尾崎伝兵衛は御城附。御隠居様は石河正章(愚翁)のこと。

三四〇 (成瀬隼人正隠居同姓半左衛門江家督其外ニ付御城帳写) (江戸)

三四一 (伊賀儀公辺之事不覚束ニ付指図願) (享保一七年) (石河正章)↓大膳様人々御中

一〇月二日

* 三四一、三四二、三四三の包紙とも。包紙に「大膳方・雅樂所江遣候直筆之写 式通」、朱書で「不可有他見」と記載されている。端裏に「不可有他見」と記載されている。伊賀は石河家五代忠喜のこと。

番号表題

年月日

差出(作成) ↓ 宛所

形態・数量

三七四一三 (年頭御礼取持之儀其外ニ付願書)

(享保一七年)
一〇月二日

(石河正章) ↓ 雅楽殿

状 一

*端裏に「不可有他見」と記載されている。

三七四一三 (飛驒守様御相統被仰出候其外年号月日之書付)

(元禄二年)

状 一

*包紙とも。包紙に「御書付」と記載されている。下ケ札あり。

三七四一四 (石河出羽守先祖承度旨松平伊豆守より申聞ニ付書付)

(享保)

状 一

*三七四一四、三七四一六の包紙とも。包紙に「御城帳書拔」と記載されている。石河出羽守は石河正章、松平伊豆守は松平信祝(老中)のこと。

三七四一五 正月二日御城帳書拔

享保一八年

状 一

(公方様御頭痛氣御名代大納言様御表江出御御礼
被為請候ニ付)

*端裏に「于時享保十八丑年」と記載されている。本文に「石河伊賀 右太刀目録献上於大廊下万石以上無間之列ニ而御礼申上候」とあり。公方様は八代将軍徳川吉宗、大納言様はのちの九代将軍徳川家重のこと。

三七四一六

御城帳書拔

(享保)

状 一

(石河伊賀家督・同姓出羽守隠居御礼其外ニ付)

*石河伊賀は忠喜、出羽守は石河正章のこと。

三七四一七

(参輿之儀相濟候様願書)

(江戸)

↓山澄主税様

状 一

*三七四一七、三七四一三の括り紐とも。

三七四一八

(家督以後始而下向ニ付江戸表参輿候ニ付書状)

(江戸)四月一九日

渡辺弾正・中條伊豆守
↓志水甲斐様

状 一

三七四一九

覚(参府之節下着之砌分直ニ乘輿仕度ニ付書状写)

(江戸)二月

↓山澄淡路守様

状 一

三七四二〇

(志水甲斐乘輿ニ付書状)

(享保二年)四月二日

*冒頭に「享保式四年」と記載されている。端裏に「一」と記載されている。

状 一

三七四二三

(志水甲斐乗物御赦免ニ付書付)

(享保二年)

状 一

*端裏に「三 志水古甲斐家督初而江戸乗輿」と記載された札が貼り付けられている。

四月二日〜一九日

三〇四一三 御城書之写(成瀬半左衛門年頭御札ニ付) (享保一三年〜同一四年) 状 一

* 三〇四一三、三〇四一四の括り紐・札とも。札に「正月三日 無官御札」と記載されている。

三〇四一三 (大廊下溜迄公方様出御無官之面々其外御札ニ付) (享保一三年正月三日) 状 一

御城帳書抜

三〇四一四 (渡辺半蔵儀公方様・大納言様江御目見献上物等之儀) (享保一六年〜同一七年) 状 一

ニ付御城帳書抜

三〇四一五 若君様御宮参一卷(徳川家基紅葉山・山王社御宮参次第) 宝曆一三年 横 一

* 三〇四一五、三〇四一六の括り紐、三〇四一五の包紙とも。包紙に「宝曆十三年九月六日 若君様御宮参御次第并御行列」と記載されている。若君様は十代將軍徳川家治嫡男徳川家基のこと。

三〇四一六 (御宮参ニ付問合之旨書状) (宝曆一三年) 状 一

未九月一五日

* 三〇四一六、三〇四一七の括り紐、包紙とも。包紙に「御宮参御名代一卷御用部屋御留之御扣」と記載されている。

三〇四一七 (御宮参着服之義ニ付書状) (宝曆一三年) 状 一

八月二十九日

* 「元文二年巳九月公方様御宮参之節」の先例などが記載されている。

三〇四一八 (明六日御宮参之節通用之義ニ付書状) (宝曆一三年) 状 一

九月五日

三〇四一九 (若君様紅葉山山王江御宮参ニ付留書) (宝曆一三年九月) 横 一

* 若君様は十代將軍徳川家治嫡男徳川家基のこと。

